

## 新富町家庭用LED照明器具買替等事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格が高騰する中で家庭における電気代の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策を推進するため、節電効果が高く、温室効果ガスの排出が低減されるLED照明器具に買い替える町民に対し、新富町家庭用LED照明器具買替等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、補助金等の交付に関する規則（昭和46年新富町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、当該住所地の戸建て住宅（賃貸住宅を除く。）（以下「住宅」という。）に居住していること。
- (2) 本人又は本人と同一世帯（世帯を分離している同居の世帯を含む。）で生活する者に町税等の滞納がないこと。
- (3) 新富町暴力団排除条例（平成23年新富町条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

### (補助対象器具)

第3条 この補助金の補助対象となる器具（以下「補助対象器具」という。）は、補助対象者が居住する住宅に設置するLED照明器具であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 新品のものであること。
- (2) 居住する住宅に固定して使用すること（電池式等の容易に持ち運ぶことができるものを除く。）。
- (3) 既に取り付けられた蛍光灯、白熱灯等から買い替えを目的として購入したものであること。
- (4) 補助対象者が令和8年2月1日以降に販売店又は電気工事店（以下「販売店等」という。）で購入し、設置したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象器具としない。

- (1) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け購入し、設置したもの
- (2) 居住部分以外への設置（店舗併用住宅にあっては店舗部分、倉庫、車庫等）
- (3) 新規設置又は増設
- (4) 管球のみの買い替え

(5) LED照明器具からLED照明器具への買い替え

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象器具の購入及び設置に要する費用とし、その費用の総額が5,000円以上のものとする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

(1) LED照明器具等の配送料

(2) クーポン券、ギフト券等により支払った費用

(3) 販売店等の独自のポイントサービス等を利用して支払った費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

販売店等の区分	補助金の額
町内に本店を有する販売店等	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額
上記以外の販売店等	補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 補助金の額は、20,000円を上限とし、予算の範囲内とする。

4 補助金の交付の回数は、1世帯につき1回とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める日までに、新富町家庭用LED照明器具買替等事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 販売店等で購入等をしたLED照明器具の領収書等（購入者、金額、購入日、製品名（型番）及び販売店等が記載されているもの）の写し

(2) 製造事業者が発行する保証書の写し

(3) 既存の蛍光灯、白熱灯等を交換し、新たにLED照明器具等を設置したことが分かる写真（カバーを外したもの）

ア 交換前の照明器具（LED照明器具ではないもの）の写真

イ 交換後のLED照明器具の写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付決定及び額の確定をし、

新富町家庭用ＬＥＤ照明器具買替等事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の申請を却下するときは、新富町家庭用ＬＥＤ照明買替等事業費補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により交付の決定を受けた者の実績報告は、第6条に規定する申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

（交付方法）

第8条 補助金の交付方法は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について、新富町家庭用ＬＥＤ照明器具買替等事業費補助金返還命令書（様式第4号）により返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が不適当であると認める事由が生じたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。